|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | **第１章　総則** |  |  |  |  |  |
|  | **Ⅰ．総則** |  |  |  |  |  |
|  | **第２章　性能基準** |  |  |  |  |  |
|  | **Ⅰ．通則****1．適用範囲**郵便物を収納する郵便受箱で、住宅のほか、事務所、老人ホーム、学校又は店舗に設置するものに適用する。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2．用語の定義**a)　掛金具：郵便受箱に南京錠を取り付けられる受け金具をいう。b)　施錠装置：郵便受箱を施錠するためのダイヤル錠、シリンダー錠等をいう。c)　仮締まり錠：郵便受箱の扉を閉じた時、仮締めの状態になるもので南京錠を取り付けられるものをいう。d)　ネームプレート受け：ネームプレートを固定する受け金具をいう。e)　大型郵便物：350㎜×250㎜×30㎜サイズ以内の郵便物をいう。f)　種類：規格型または自由型とし、その呼称等は、表－1による。 表－1 種類と呼称等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 呼称 |  |
| 規格型 | A4用標準化対応郵便受箱 | A4サイズの投入物が投入口から収納でき、複数戸を一体としたもので、外形寸法を標準化した郵便受箱 |
| 角2用標準化対応郵便受箱 | 角型2号封筒の投入物が投入口から収納でき、複数戸を一体としたもので、外形寸法を標準化した郵便受箱 |
| 自由型 | 標準 | A4サイズの投入物が投入口から収納できる大きさで、自由な形状・寸法及び組合せの郵便受箱 |
| 大型対応 | 大型郵便物[350mm×250mm×30mm]が投入口から収納できる大きさで、自由な形状・寸法及び組合せの郵便受箱 |

g)　取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。h)　消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能･性能を維持するために交換を前提としているもの。i)　メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持･保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持･保守に加え、製品の破損･故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。j)　インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。k)　屋外設置型：雨水のかかるおそれのある場所に設置される郵便受箱をいう。l)　屋内設置型：住棟内の共用部（エントランス）又はこれに類する場所で、雨水のかかるおそれのない場所に設置される郵便受箱をいう。 |  |  |  |  |  |
|  | **3．部品の構成**構成部品は、表－2による。表－2　構成部品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構成部品名 | 構成の別(注) | 備考 |
| 主要部材 | 面材 | 天板 | ● |  |
| 側板 | ● |  |
| 底板 | ● |  |
| 背板（又は前板） | ● |  |
| 扉 | ● |  |
| 可動部材 | 施錠装置（又は仮締まり錠、掛金具） | ● |  |
| 丁番 | ● |  |
| 備品 | 自立用ポール | △ |  |
| ネームプレート受け | ○ |  |
| フェンス取付金具 | △ |  |

注)●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **4．材料**必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化し、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明すること。＜例示仕様＞

|  |  |
| --- | --- |
| 材料名 | 規格 |
| ステンレス | JIS G 4304:2021（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又は JIS G 4305:2021（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）による SUS304 |
| アルミニウム合金 | JIS H 4100:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の押出形材）又は JIS H 4000:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）の表面に JIS H 8602:2010（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）を施したもの。 |

 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **5．施工の範囲**構成部品の施工範囲は、原則として以下とする。a)　アンカーの躯体への固定（壁付け及び自立用ポールの場合） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　郵便受箱の取付け（個々の郵便受箱の接合を含む）＊躯体との隙間埋めやコーキング等は、施工範囲対象外とする。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **6．寸法**a)　製作寸法許容差製作寸法許容差は、±2.0mmとする。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　「規格型A4用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法及び構成は、表－3及び図－1による。なお、表－3に示す構成を全て保有すること。表－3 「A4用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法・構成（単位：mm）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成 | 幅(W) | 高さ(H) | 奥行(D) |
| 横型 | 2段2列 | 654 | 514 | 140 |
| 690 | 500 | 150 |
| 2段3列 | 972 | 514 | 140 |
| 1,026 | 500 | 150 |
| 2段4列 | 1,290 | 514 | 140 |
| 1,362 | 500 | 150 |
| 縦型 | 2段2列 | 500 | 690 | 150 |
| 2段3列 | 740 | 690 | 150 |
| 5段2列 | 494 | 858 | 300 |
| 6段2列 | 494 | 1,026 | 300 |
| 6段3列 | 732 | 1,026 | 300 |

　 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　「規格型角2用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法及び構成は、表－4及び図－1による。表－4 「角2用標準化対応郵便受箱」の組合せ寸法・構成（単位：mm）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 構成 | 幅(W) | 高さ(H) | 奥行(D) |
| 横型 | 2段2列 | 760 | 520 | 150 |
| 2段3列 | 1,140 | 520 | 150 |

　 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　「規格型角2用標準化対応郵便受箱」のユニット当たりの投入口幅の有効寸法は、350mm以上とし、内部高さの有効寸法は、250mm以上、奥行有効寸法は、150mm以上確保されていればよいこととする。ただし、扉が外付けの場合、扉の寸法は含まない。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | e)　「自由型」の寸法については、「２ 用語の定義」によることとする。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **Ⅱ．要求事項****1. 住宅部品の性能等に係る要求事項****1.1 機能の確保**a)　「規格型」は、以下によること。1)　A4用標準化対応郵便受箱は、A4サイズの大きさの投入物が投入口から受箱内部にて収納できること。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | 2)　角2用標準化対応郵便受箱は、角2封筒の投入物が投入口から受箱内部に全て収納できること。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | b)　「自由型」は、以下によること。1)　標準はA4サイズの大きさの投入物が投入口から受箱内部に全て収納できること。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | 2)　大型対応は大型郵便物が投入口から受箱内部に全て収納できること。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | c)　ネームプレート受けは、氏名、部屋番号が確認しやすいこと。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | d)　扉の開閉は、スムーズであること。 | 現物 | □ |  |  |  |
|  | e)　屋外設置型は、箱内に雨水が侵入しにくく、雨水が侵入した際は雨水の排水ができる構造であること。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | f)　仕上げ面は、著しい傷、変形、亀裂等がないこと。 | 現物 | □ |  |  |  |
|  | **1.2安全性の確保****1.2.1機械的な抵抗力及び安定性の確保**a)　郵便受箱の固定強度郵便受箱の固定強度は、試験体を建築躯体又はこれに相当する構造体に実際の施工同様の方法で固定し、規格型の場合は底板及び棚板に総荷重500N、自由型の場合は1戸あたり荷重150Nの集中荷重を加え、24時間放置後、固定部分及び接合部に使用上支障のある変形、ガタツキ、脱落がないこと。＜試験：BLT MB-01 「固定強度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | b)　扉の強度郵便受箱の扉は、横開きの場合は、扉を手前に90゜開き、下開きの場合は、開ききった状態で扉の先端から50mm内側の位置に100Nの荷重を加え、24時間放置後、使用上支障のあるガタツキ、変形、破損等がないこと。上開き式の郵便受箱は試験対象外とする。＜試験：BLT MB-02 「扉の強度試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | c)　錠の施錠強さ郵便受箱の施錠装置は、投入口等の手掛かりがある場合には投入口の中央部に300N、手掛かりがない場合には施錠部に120Nの引張荷重を施錠した状態で加え、扉が開かないこと。また、使用上支障のある著しい変形がないこと。＜試験：BLT MB-03 「施錠強さ試験」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | **1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保**a)　形状・加工の安全性人体、衣服、投入物等が直接触れる部分には、バリ、メクレ、危険な突起物がないこと。 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | b)　郵便物の保安性1)　施錠装置があるか、又は取り付けられること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　郵便受箱は、表－5に示す、投入された郵便物を保護する対策がとられていること。表－5投入された郵便物を保護する対策

|  |  |
| --- | --- |
| 投入口の縦の長さ(x) | 必要とする対策 |
| x≦30mm（図－2） | 投入口の下端から受箱内部底面までの距離が、投入口の縦の長さに115/35を乗じた長さ以上であること。投入口ガードを取り付ける場合、投入口の下端から受箱内部底面までの距離に投入口ガード等の奥行き長さを加えて良い。ただし、投入口ガードの奥行き長さは25㎜以下（扉の厚さは含まない）であること。郵便受箱の投入口部分に外部から郵便受箱内部の視認性を低くするための対策を施すことが望ましい。 |
| 30mm＜x≦40mm（図－3） | 郵便受箱の投入口部分に外部から郵便受箱内部の視認性を低くするための対策を施すこと。例示仕様等の投入された郵便物の抜き取り防止対策を施すこと。＜例示仕様＞以下のいずれかを満たしていること。1)　郵便受箱の投入口の下端から受箱底面の距離が100mm以上である2)　 投入口ガード、内部フラップ等の投入された郵便物の抜き取りを妨げられる構造を設ける |
| 40mm＜x | 郵便受箱の投入口部分に外部から郵便受箱内部の視認性を低くするための対策を施すこと。投入された郵便物に手が容易に触れられないような機械的な仕掛けを施すこと。 |

図－2 投入口の縦の長さ（x）が x≦30mm の場合図－3 投入口の縦の長さ（x）が 30＜x≦40mm の場合 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | **（1.2.3 健康上の安全性の確保）** |  |  |  |  |  |
|  | **（1.2.4 火災に対する安全性の確保）** |  |  |  |  |  |
|  | **1.3 耐久性の確保**　郵便受箱の部材及び塗膜の耐久性について、耐食性、耐塩水性、耐衝撃性、鉛筆硬度、付着性、耐候性が確保されていること。なお、b）～f）の塗膜の耐久性に用いる試験片は参照するJIS規格に特に指定がない場合は、約70mm×150mm×原厚の平板とし、郵便受箱本体から切り出すか製品と同一生産条件で製作したものを用いる。a)　耐食性（屋外設置型の場合）部材の耐食性は、「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を500時間行い、各部に著しい腐食、著しい塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。なお、試験体は郵便受箱本体を用いる。＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | b)　耐塩水性塗膜の耐塩水性は、「塗料一般試験方法」の「耐液体性（一般的方法）」に基づく試験を行い、試験体を塩化ナトリウム溶液(濃度30g/ℓ)に96時間浸せき後、錆の発生、塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。＜試験：JIS K 5600-6-1:2016（塗料一般試験方法）第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性（一般的方法）「7 方法1（浸せき法）7.4手順Ａ」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | c)　付着性塗膜の付着性は、「塗料一般試験方法」の「付着性（クロスカット法）」に基づく試験を行い、試験結果の分類0～2であること。＜試験：JIS K 5600-5-6:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性（クロスカット法）＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | d)　耐衝撃性　塗膜の耐衝撃性は、「塗料一般試験方法」の「耐おもり落下性」「デュポン式」に基づく試験を行い、塗膜に著しいわれ、はがれ等がないこと。なお、おもりの落下高さは500㎜とする。＜試験：JIS K 5600-5-3:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第3節:耐おもり落下性「6. デュポン式」＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | e)　鉛筆硬度塗膜の鉛筆硬度は、「塗料一般試験方法」の「引っかき硬度（鉛筆法）」に基づく試験を行い、鉛筆硬度H以上であること。＜試験：JIS K 5600-5-4:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第4節:引っかき硬度（鉛筆法）＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | f)　耐候性（屋外設置型の場合）塗膜の耐候性は、以下の①、②、③の何れかを満たすこと。①塗膜の耐候性は、「塗料一般試験方法」の「促進耐候性（キセノンランプ法）」に基づく試験を360時間（ぬれサイクルＡ）行い、塗膜に著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。＜試験：JIS K 5600-7-7:2008（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第7節:促進耐候性及び促進耐光性（キセノンランプ法）＞②塗膜の耐候性は、「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」の「オープンフレームカーボンアークランプによる暴露試験方法」の「WS-A形」に基づく試験を300時間行い、塗膜に著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。＜試験：JIS A 1415:2013（高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法）6.2「オープンフレームカーボンアークランプによる暴露試験方法」＞③塗膜の耐候性は、「塗料一般試験方法」の「促進耐候性（紫外線蛍光ランプ法）」に基づく試験を40サイクル（タイプ2、方法Ｂ）行い、塗膜に著しいふくれ、われ、はがれ、白亜化、変色、退色、つやの減少等がないこと。＜試験：JIS K 5600-7-8:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第8節:促進耐候性（紫外線蛍光ランプ法）＞ | 試験 | □ |  |  |  |
|  | **1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）****1.4.1 製造場の活動における環境配慮**本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2 郵便受箱のライフサイクルの各段階における環境配慮**本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。**1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮**以下に例示するような材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。a)　再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。b)　調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮**以下に例示するような製造・流通時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。a)　製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。また、エネルギーの再利用を図るようにしていること。b)　小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。c)　製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。d)　工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、以下に例示するような取組みを行っていること。1)　調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。　2)　調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。e)　表面処理等に起因する環境汚染を防止していること。f)　地球環境の悪化に関与する物質の発生抑制をしていること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.3 施工時における環境配慮**以下に例示するような施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。a)　梱包材料の使用量を削減していること。b)　再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。c)　梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。d)　梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。e)　当該住宅部品を設置するために使用するシーリング材等の施工材料は、厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用していない材料、又は使用量、放散量が少ない材料を選択する必要がある旨を設計者、施工者及びエンドユーザーに対して情報提供していること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.4 使用時における環境配慮**以下に例示するような使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。a)　厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮**以下に例示するような更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。a)　躯体等に埋込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮**以下に例示するような処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。a)　廃棄物の発生を抑制するため、以下に例示するような取組みを行っていること。1)　材料ごとの分離が容易であること。2)　再資源化が容易な材料を使用していること。3)　種類ごとに材料名の表示があること。4)　再資源化を実施していること。b)　廃棄時に汚染を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | 図書<選択> | □ |  |  |  |
|  | **2 供給者の供給体制等に係る要求事項****2.1 適切な品質管理の実施**次のa)又はb)により、生産管理されていること。a)　ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が、維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　次のような品質マネジメントシステムにより、生産管理していること。1)　工場及び作業工程以下の内容が明確にされていること。①　工場の概要ⅰ)　工場の名称、住所、敷地面積、建物面積、工場レイアウト等 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅱ)　工場の従業員数 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅲ)　優良住宅部品又はそれと同一品目の住宅部品の生産実績 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ②　作業工程工程（作業）フロー | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　品質管理以下の方法により、品質管理が行われていること。①　工程の管理ⅰ)　商品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることにより、これらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅱ)　工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ②　苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ③　外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ④　製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⑤　必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。ⅰ)　製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅱ)　製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅲ)　製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅳ)　外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ⅴ)　苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　その他品質保持に必要な項目①　品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ②　品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ③　品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保****2.2.1 適切な品質保証の実施**a)　保証書等の図書無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　無償修理保証の対象及び期間無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、次の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。1)　箱体の剛性の瑕疵について（施工の瑕疵を含む。）　5年2)　その他の部分又は機能に係る瑕疵　2年＜免責事項＞1　本基準の適用範囲以外で使用した場合の不具合2　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合3　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合4　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合5　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象6　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合7　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合8　火災･爆発等事故、落雷･地震･噴火･洪水･津波等天変地異又は戦争･暴動等破壊行為による不具合9　漏水、結露等により長時間高湿度状態で放置されたことに起因する不具合 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.2 確実な供給体制の確保**製造、輸送及び施工についての責任が明確にされた体制が整備・運用され、かつ、入手が困難でない流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.3 適切な維持管理への配慮****2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮**使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。a)　一般に製造・販売・使用されている清掃用具を使用して清掃ができること。なお、清掃方法や清掃時の注意事項が取扱説明書等に明示されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮**a)　構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）を明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。1)　住宅部品の正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.4 確実な維持管理体制の整備****2.2.4.1 相談窓口の整備**a)　消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.4.2 維持管理の体制の構築等**維持管理の体制が構築されていると共に、その内容を明確にしていること。a)　メンテナンス（有償契約メンテナンス（所有者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理**メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.3 適切な施工の担保****2.3.1 適切なインターフェイスの設定**少なくとも次の内容が、設計図書に記載されていること。a)　アンカーの躯体への固定（壁付け及び自立用ポールの場合） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　郵便受箱の取付け（個々の郵便受箱の接合を含む） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **2.3.2　適切な施工方法・納まり等の確保**次のような施工方法・納まり等に関する事項について、明確になっていること。a)　施工の範囲及び手順1) アンカーの躯体への固定(壁付け及び自立ポールの場合) | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2) 郵便受箱の取付け(個々の郵便受箱の接合を含む) | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　施工上の留意事項等1)　現場での加工・組立・取付手順、特殊工具、留意点 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　下地の確認、取付後の検査及び仕上げ | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　各種の躯体との取り合い部分についての標準納まり | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　関連工事の留意事項1)　各種の躯体との取り合い部分について、標準納まり図が用意されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて、明確になっていること。 | 図書 | □ | ・限定的・標準的 |  |  |
|  | e)　標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **3 情報の提供に係る要求事項****3.1 基本性能に関する情報提供**次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。a)　本体・扉・差入口・取手の仕上げ仕様 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　錠前施錠方式 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　ネームホルダーの仕様 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | d)　箱の単体重量 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | e)　投入口サイズ | 図書 | □ |  |  |  |
|  | f)　投入・取り出しタイプ（前入前出・前入後出） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | g)　設置場所タイプ（屋内・屋外） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **3.2　使用に関する情報提供**a)　次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。1)　誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 4)　所有者等が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 5)　日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 6)　故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 7)　製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 8)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が、所有者等に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | c)　上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが、明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | **3.3　維持管理に関する情報提供**a)　次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。1)　製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 3)　有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 4)　消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　認定企業名が、投入物の収納時にも確認しやすい位置と大きさで、郵便受箱に表示されていること。＜例示仕様＞（図－4参照）1)　1ユニットの正面2)　投入口から見える正面又は側面の箱内壁図－4 認定企業名の表示例 | 図書現物 | □ |  |  |  |
|  | **3.4　施工に関する情報提供**次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。a)　「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | b)　品質保証に関する事項1)　施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | 2)　保険の付保に関する事項①　当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが、明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |
|  | ②　施工説明書等で指示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行った者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には、保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |  |